

報告第 19 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市離山会館における倒木による家屋損傷事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 11 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 30 年 5 月 27 日、安曇野市離山会館敷地のサクラの木が倒れ民家の屋根の一部を損傷したものである。

2 損害賠償請求者

市内在住者

3 損害賠償の額

本事故の原因は、立木の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 305,964 円を賠償するものとする。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 20 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市三郷明盛 1494 番地 3 先の市道三郷 1360 号線で発生した道路事故に係る和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 6 月 26 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 29 年 11 月 8 日、事故当事者が会社の軽貨物自動車で市道に設置された側溝上を走行中、前輪がグレーチングを通過した際、グレーチングを受ける側溝の受枠部が、経年劣化により破損し、グレーチングが落下した。

落下したグレーチングは立ち上がった状態となり、通過中の車両左側後輪のタイヤを破損させたものである。

2 和解の相手方

松本市内の事業者

3 和解の内容

本事故に対し、事故当事者と協議を進めた結果、安曇野市に対し損害賠償を請求しないものとして示談が成立した。

なお、本件示談に関し、安曇野市と事故当事者間には一切の債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 21 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科南穂高 428 番地 1 先の市道豊科 1145 号線で発生した道路事故に係る和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 24 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 30 年 5 月 14 日、損害賠償請求者が自家用車で当該道路を走行中、横断側溝を車両後輪が通過した際、横断側溝のグレーチングを受ける受枠部が経年劣化により破損していたことでグレーチングが跳ね上がり、車両後部のリアバンパー付属品を破損させたものである。

2 和解の相手方

松本市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 63,072 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、一切の債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 22 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

穂高北小学校教職員駐車場（安曇野市穂高有明 943 番地 3）におけるコンパネ飛散事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 17 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 30 年 4 月 6 日の強風により、教職員駐車場内に設置してあったコンパネが飛散し、駐車中の車両を損傷させたものである。

2 損害賠償の相手方

車両所有者 安曇野市在住者

3 損害賠償の額

本事故の原因は、施設管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 91,203 円を賠償するものとする。

なお、本件に関し安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 23 号

債権放棄の報告について

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定により、老人入所措置費個人負担金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 老人入所措置費個人負担金

2 債権を放棄した日 平成 30 年 8 月 9 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄する事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 25 年度	7	288,200	
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 26 年度	9	370,800	
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 27 年度	2	82,400	
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 28 年度	9	261,000	
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 29 年度	3	87,000	
合 計		30	1,089,400	

報告第 24 号

平成 29 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	9.4	18.2
(12.04)	(17.04)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 25 号

平成 29 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	—	602 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 26 号

平成 29 年度決算に基づく安曇野市観光宿泊施設特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市観光宿泊施設特別会計	—	114,110 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告 27 号

平成 29 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業
会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,893,783 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,587,073 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。